

議案第7号

長岡市・与板町合併協議会の協定項目の協議方針について

長岡市・与板町合併協議会の協定項目の協議方針について、次のとおり提案する。

平成17年1月26日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。
なお、合併の期日及び新市建設計画の策定については、別途協議する。

長岡地域合併協議会の協議結果概要

項目名		協議結果概要	
1	合併の方式	長岡市への編入合併	
2	合併の期日	平成17年4月1日	
3	新市の名称	長岡市	
4	新市の事務所の位置	現長岡市役所の位置	
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	定数	定数特例 合計40人（長岡市33人、中之島町2人、越路町2人、三島町1人、山古志村1人、小国町1人）
		任期	定数特例を適用する期間は、長岡市議会議員の任期（平成19年4月30日）まで
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1 5町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合する。 2 長岡市の委員の残任期間（平成17年7月19日）までは、選挙委員68人、選任委員8人の計76人。 3 平成17年7月20日以降は、選挙委員40人、選任委員10人以内。	
7	地方税の取扱い	長岡市の制度に統一する。 ただし、法人市町村民税の法人税割が高くなる中之島町、山古志村、小国町は経過措置を置く。固定資産税の納期は、合併後4月、7月、12月及び2月としている中之島町及び山古志村の制度に統一する。都市計画区域の設定があるが、課税していない中之島町の都市計画税は、経過措置を置く。	
8	一般職の職員の身分の取扱い	編入される町村の一般職の職員は、長岡市の職員として引き継ぐ。	
9	財産の取扱い	すべて長岡市が引き継ぐ。	
10	特別職の身分の取扱い	編入される町村の特別職（首長、助役、収入役、教育長）は、合併の前日をもって失職する。	
11	組織機構及び支所の取扱い	1 現在の長岡市役所を本庁とし、町村役場を支所とする。 2 新市の組織機構の整備については、住民サービスの低下をきたさないことや、地域の特性を生かし、地域振興に対応できることなどを基本として整備する。	
12	条例・規則等の取扱い	原則として、条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。	
13	一部事務組合の取扱い	一部事務組合ごとに調整方針を策定	
14	使用料・手数料等の取扱い	使用料	1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
		手数料	手数料については、原則として合併時に統一する。
15	公共的団体等の取扱い	新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨等に沿って調整に努める。	
16	町名・字名の取扱い	1 長岡市は、現行どおり。 2 中之島町は、「大字」の表記を削除する。（大字高畑、大字中条、大字西野及び大字宮内は、「大字」の表記を削除し「中之島」をつける。） 3 越路町は、「大字」の表記を削除する。（大字中沢及び大字中島は、「大字」の表記を削除し「越路」をつける。） 4 三島町は、「大字」の表記を削除する。（大字上条、大字新保及び大字中条は、「大字」の表記を削除し「三島」をつける。） 5 山古志村は、「大字」の表記を削除し「古志」をつける。 6 小国町は、「大字」の表記を削除し「小国町」をつける。	
17	各種団体への補助金・交付金の取扱い	各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、調整を図る。	
18	慣行の取扱い	1 市章及び市旗：長岡市の制度に統一する。 2 市民憲章及び宣言：長岡市の制度に統一する。ただし、現行の各町の憲章及び宣言は、地域の憲章及び宣言として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。 3 市の花及び木：長岡市の制度に統一する。（現行の各町村の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。） 4 市の歌：当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、合併後に検討する。 5 名誉市民：長岡市の制度に統一する。（現行の名誉町民は引き継ぐ。）	
19	各種事務事業の取扱い	別添	
20	地域自治の取扱い	支所と地域委員会（市の附属機関として設置）からなる。支所では、通常業務のほか、地域固有業務を担う。地域委員会では、建設計画の変更等の協議のほか、まちづくりや地域固有業務などについても検討する。「地域コミュニティ事業補助金（仮称）」や「ふるさと創生基金（仮称）」を創設。	
21	新市建設計画	別添	

